

# 地下水取水量を超える 涵養を促す取組みの検討

令和5年5月19日

環境保全課

# 第1回部会（4/24）の内容

第1回検討部会で示したインセンティブ案(検討のたたき台)

## 1 顕彰制度

- (1) 涵養実績の公表（取水量を超える涵養を実施している企業の公表）
- (2) 表彰制度創設

## 2 規制緩和

地下水保全の関係で、規模要件をその他の地域の50%(50ha⇒25ha)としている環境アセスメントの要件緩和



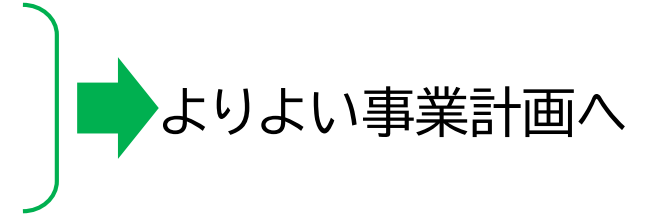
〔前回部会より〕

次回部会で優遇措置のようなものについて事務局が提示し、審議する。

# 環境アセスメントとは

## 環境アセスメント（＝環境影響評価＝アセス）の概要

- 開発事業による周辺環境への影響を調査、予測、評価する
- 環境保全措置を検討し、その措置を講じた場合の環境影響を評価する



## 環境アセスメントの特徴

- 事業者が主体となっていく（許認可の制度ではない）
- 各段階で様々な意見を取り入れることができる
  - 知事意見や審査会（専門家）、市町村等その他、住民意見を求める手続きや住民説明会を開催
- 手続き全体で3年半～4年の期間が必要

# 対象となる環境要素と事業の種類

## 環境要素

- 大気環境
- 水環境
- 土壌環境・その他の環境
- 動物
- 植物
- 生態系
- 景観
- 人と自然との  
触れ合い活動の場
- 廃棄物
- 温室効果ガス等
- 放射線の量
- 文化財

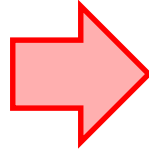
## 事業の種類

※赤字は次ページ以降の「面的開発事業」

- 道路(国道、県道、市町村道等)
- ダム、堰、放水路
- 鉄道、軌道
- 飛行場
- 発電所(水力、火力、風力等)
- 廃棄物処理施設(最終処分場、焼却炉)
- 公有水面の埋立て
- 土地区画整理事業
- 新住宅市街地開発事業
- 工業団地の造成事業
- 新都市基盤整備事業
- 流通業務団地の造成事業
- 住宅団地の造成事業
- 農用地の造成事業
- スポーツ又はレクリエーション施設
- ゴルフ場
- 下水道終末処理場
- 工場、事業場
- 豚房施設
- 岩石、土、砂利の採取
- その他の造成事業

# 環境アセスメントに関する地下水保全の取組み

## 面的開発事業の現行の規模要件

【規模要件の考え方】 全県 面積50 ha以上  地下水保全地域 面積25 ha以上

本県では、水道水の約80%を地下水に依存しており、地下水が重要な資源である。  
そのため、地下水保全地域においては**涵養域の保全の観点から**他の地域よりも厳しい規模要件とすべき。  
(H11.12.3環境審議会答申)

## 【インセンティブの検討】

- **地下水の涵養が確保できる**のであれば、**規模要件を他の地域と同等**にしても問題ないのではないか？
- 事業により**取水する地下水量＋開発による涵養減を超える涵養**が行われることが確実であることを条件に、地下水保全地域内の規模要件を緩和してはどうか？
- 地下水保全地域の規模要件を緩和することで、事業者による「**取水量＋涵養減を超える涵養**」の取組みが促されると期待できる。

# 環境アセスメントに係るインセンティブ案

地下水採取量＋開発による涵養減を超える地下水涵養に取り組む面的開発事業については、県環境影響評価条例の規模要件を緩和する

(現行) 面積50 ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)

(改正案) 面積50 ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上  
(「取水量＋開発による涵養減」を超える地下水涵養が行われる場合を除く))

## 【検討課題】

- ・地下水涵養の内容、地下水保全の実効性などに問題ないかをどのように確認するのか？
- ・地下水涵養以外についても確認が必要ではないか？

# 事業者への確認事項と県が求める対応（案）

## 【確認事項】

### 【地下水涵養】

・地下水涵養の場所は適切か

### 【地下水量保全】

・取水による周辺地下水への影響はないか  
・地下水採取量を抑制する取組を行うのか

### 【地下水以外の環境影響】

・騒音、振動などによる環境影響はないか

### 【その他】

・地元市町村の意向  
・土地造成の事業者と工場等の事業者が異なっていないか

## 【アセス要件緩和の際に求める対応】

1 同一の地下水保全地域内での涵養及びその有効性が確認できること

2 周辺の地下水量へ影響を与えないことが確認できること

【調査内容(例)】 ・文献調査による周辺井戸の水位の状況  
・敷地内井戸による水位の調査

3 水の再循環利用に取り組むこと

4 地下水以外の水源が利用できる場合、これも利用すること

5 地下水以外の項目への環境保全措置の実施

6 事業に対する地元市町村の理解が得られていること

7 土地造成事業者が工場等設置者へ土地を売却等する場合、地下水涵養等実施の条件付き売買等契約を締結すること

# 緩和の要件とその確認の流れ

## 【緩和のための要件】

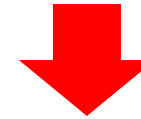
- ① 地下水採取を行う場合、採取量を超える涵養を行うこと。
- ② 事業場等の立地により減少した涵養分を超える涵養を行うこと。
- ③ 敷地外涵養を行う場合、同一の地下水保全地域内で行うとともに、その涵養の有効性が確認できること。
- ④ 地下水採取により周辺地域の地下水へ影響を与えないことが確認できること。
- ⑤ 水の再循環利用に取り組むこと。
- ⑥ 地下水以外の水源が利用できる場合、これも利用すること。
- ⑦ 地下水以外の項目について環境保全措置が適切に行われること。
- ⑧ 土地造成事業者が工場等設置者へ土地を売却等する場合、  
①～⑦を定めた条件付き売買等契約を締結することを確約する書類を提出すること。
- ⑨ 事業に対する地元市町村の理解が得られていること。
- ⑩ ①～⑦については、事業開始後に涵養実績等に関する実施状況報告書を提出すること。

## 【確認の流れ】

①～⑦に関する計画書及び⑧の確約書を県に提出し、知事が適切と認めた場合

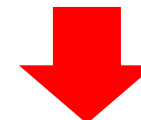


⑨の地元市町村の理解が得られていることを県において確認



地下水保全地域内であっても規模要件を他の地域と同等とする

**【25ha以上 → 50ha以上】**



事業開始後に⑩の報告書を提出  
(土地売買等の場合は土地造成、工場等設置者の両事業者が提出)